

「小笠原諸島」の世界遺産暫定一覧表への記載について

平成19年2月

## 「小笠原諸島」の世界遺産暫定一覧表への記載について

- 我が国政府は、平成19年1月29日(月)、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称 世界遺産条約)に基づく我が国の「暫定一覧表\*」に、自然遺産として「小笠原諸島」を記載することを決定した。

\*暫定一覧表…世界遺産として将来推薦を行う意思のある物件のリスト。  
推薦書提出の1年前までに提出することとされている。

- 今後は、小笠原諸島の世界自然遺産としての推薦に向けて、将来的にも世界遺産としての価値を維持できる見通しをつけることができるよう、関係機関と連携し外来種対策等の取組を一層推進していくこととしている。

### 1. 世界自然遺産候補地選定経緯

- 林野庁と環境省は平成15年に学識経験者からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」を共同で設置し、世界自然遺産の候補地として、平成17年7月に登録された「知床」のほか、「小笠原諸島」と「琉球諸島」の3地域を選定。
- 「小笠原諸島」については、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島嶼生態系を形成していることが評価されたが、以下の課題が示された。  
【課題】・外来種対策を早急に講じる必要がある。  
・最も重要な地区の一部は、未だ十分な保護担保措置がとられていない。

#### 【小笠原諸島の概要】

- ・ 小笠原諸島は、東京の南方約1000kmの太平洋上に散在する大小30余の島々の総称。
- ・ 過去に一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、独自の進化を遂げた多くの固有種の生息地となっており、特異な島嶼生態系が成立。
- ・ 小笠原村の人口は約2,400人(父島約1,900人、母島約500人)
- ・ 主な産業は、観光、農業、漁業。
- ・ 年間の観光客数は約1万7千人。



## 2. 地域連絡会議と科学委員会

### ○「小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議」

- ・小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて、その候補地の適正な管理のあり方の検討、関係機関の連絡・調整を目的として、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都、小笠原村及び小笠原諸島の保全と管理に関わる地元関係団体で構成する地域連絡会議を設置し、平成18年11月21日に第1回会議を開催。
- ・平成19年1月13日に小笠原村で開催された第2回会議において、平成19年1月末に自然遺産として「小笠原諸島」を暫定リストに記載することが合意された。

### ○「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」

- ・世界自然遺産候補地である小笠原諸島の自然環境の保全・管理等について科学的な見地からの検討を行うことを目的に、学識経験者からなる科学委員会を設置し、平成18年11月29日に第1回委員会を開催。
- ・平成18年12月21日に開催された第2回委員会において、小笠原諸島の世界遺産としての価値及び外来種対策等の課題について、以下の見解が得られた。

#### 【世界遺産としての価値】

- ・小笠原諸島は、「地形・地質」「生態系」「生物多様性」に関して世界遺産としての価値を有する。

#### 【課題】

- ・外来種対策については、推薦の際に、一定の成果を示すとともに、将来的にも世界遺産としての価値を維持出来る見通しをつける必要があり、概ね3年程度しっかりとした対策を行うことが必要。

## 3. 小笠原諸島の世界遺産としての価値について

小笠原諸島は、世界遺産の評価基準のうち(viii)地形・地質、(ix)生態系、(x)生物多様性に該当すると考えられる。

### (viii) 地形・地質

小笠原諸島は、約4800万年前に形成された父島列島と聳島列島、約4400万年前に形成された母島列島、現在も活動中の火山列島と生成時期によりマグマの組成が異なる島弧性火山が並んでおり、プレートの沈み込み帯における海洋性島弧の形成過程を、沈み込みの初期段階から現在進行中のものまで観察できる世界で唯一の地域であり地球史の顕著な見本である。また、プレートの沈み込み初期に発生した無人岩(ボニナイト)が、地殻変動による破壊を受けずまとまった規模で陸上に露出しているのは、世界でも小笠原諸島だけである。

## (ix) 生態系

小笠原諸島は、これまで大陸と一度も繋がったことのない海洋島であり、限られた面積の中で独自の種分化が起こり、数多くの固有種が見られ、陸産貝類や植物、昆虫類においては、今なお進行中の進化の過程を見ることができる。特に陸産貝類は適応放散\*による種分化の典型を示している。また、乾性低木林は、固有種が数多く見られるとともに、雌雄性の分化や草本の木本化など、海洋性独特の進化様式も観察できる。このように「進化の実験室」ともいえる特異な島嶼生態系が形成されている。

\*適応放散…同類の生物が、様々な環境条件に適応して進化し、多様に分化すること。

## (x) 生物多様性

小笠原諸島は、多様な起源の種が混在しているのが特徴であり、植物では「オセアニア系」、「東南アジア系」、「本州系」などが知られている。それらが独自の種分化をとげた結果、小さな海洋島でありながら種数が多く、固有種率が高い。また、オガサワラオオコウモリやメグロなど世界的に重要な絶滅のおそれのある種の生育・生息地となっており、太平洋中央海洋域における生物多様性の保全のために不可欠な地域である。

## 4. 小笠原諸島の世界自然遺産推薦に向けた林野庁の取組

### ○小笠原諸島の森林

小笠原諸島の森林では、父島・兄島の乾性低木林や、母島の湿性高木林に代表される世界的に貴重な固有の樹種で構成される森林生態系が成立している。



兄島の乾性低木林



母島の湿性高木林

### ○保護担保措置の充実—新たな森林生態系保護地域の設定

- ・小笠原諸島の森林面積の8割以上を占める国有林には、世界的に貴重な動植物が数多く生息・生育している。
- ・このような特異な自然を後世に残すため、林野庁は、今年4月に、小笠原諸島の国有林の8割を森林生態系保護地域\*とする予定。

\*森林生態系保護地域（国有林の保護林制度）

…原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に設定。

## ○希少種保護の取組

- ・林野庁は、小笠原諸島の国有林野内に生息している国内希少野生動植物種（アカガシラカラスバト、メグロ、オガサワラノスリ等）の保護・増殖を図るため、生息状況等の調査、生息環境の維持のための巡視、水場や巣箱の設置、餌木となる固有植物の増殖等を実施している。

◇アカガシラカラスバトのサンクチュアリ（父島東平の国有林に設定）

餌木となるシマホルトノキ等の植樹、固有種の生育に支障となるアカギの伐採、遊歩道の整備、案内標識整備等



アカガシラカラスバトサンクチュアリ

アカガシラカラスバト（絶滅危惧ⅠA類）

## ○外来種対策の取組

- ・林野庁においては、固有種等の希少な動植物の生息・生育環境に悪影響を与えているアカギについて、巻き枯らしやボランティアによる駆除、父島と母島におけるアカギの侵入面積・現存量調査、効果的な駆除手法の検討及び国有林における試験的な駆除を実施している。
- ・また、モクマオウ等木本外来種についても、空中写真による分布状況の調査を実施している。



アカギの伐採後の萌芽



アカギの巻き枯らしによる駆除

- ・今後、推薦に向けて、将来的にも世界遺産としての価値を維持できる見通しをつけることができるよう、関係機関と連携し取組を一層推進していく。

## 世界遺産条約の概要

### (1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：183ヶ国（2006年10月23日現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

### (2) 世界遺産のカテゴリーと登録件数（2006年7月現在）

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	644
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	162
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	24
(合 計)		830

### (3) 世界自然遺産の登録基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。 ※ (i) ~ (vi) は世界文化遺産のクライテリア

(vii) 自然景観

最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

(viii) 地形・地質

生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix) 生態系

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

(x) 生物多様性

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

#### (4) 我が国の世界遺産

現在、我が国では、自然遺産3件、文化遺産10件の合計13件が世界遺産として登録されている。

##### 【自然遺産（計3地域）】

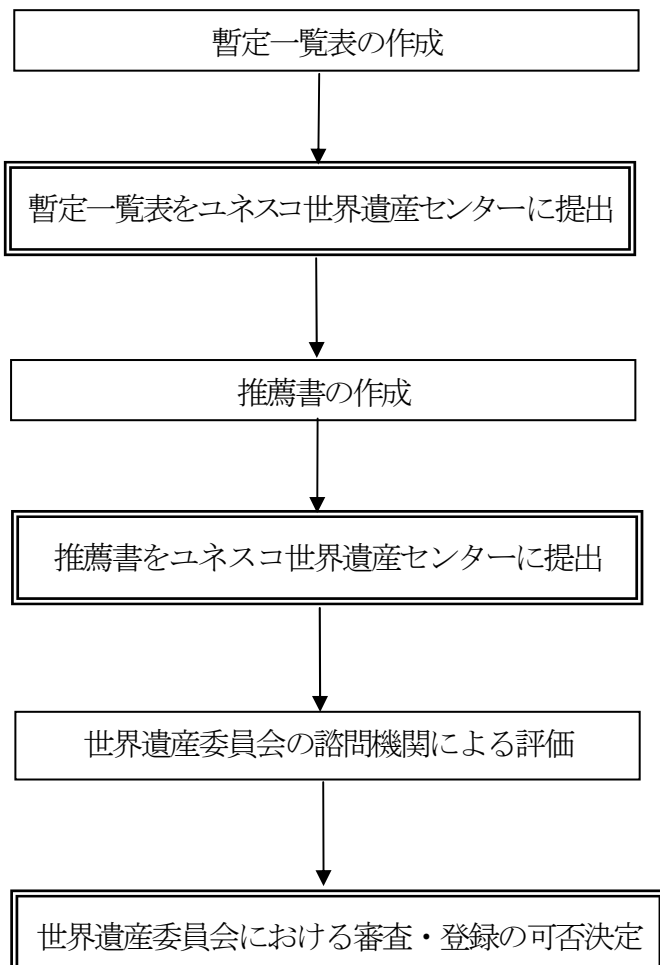
- ・ 屋久島（平成5年）
- ・ 白神山地（平成5年）
- ・ 知床（平成17年）

##### 【文化遺産（計10地域）】

- ・ 法隆寺地域の仏教建造物（平成5年）
- ・ 姫路城（平成5年）
- ・ 古都京都の文化財（平成6年）
- ・ 白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年）
- ・ 原爆ドーム（平成8年）
- ・ 厳島神社（平成8年）
- ・ 古都奈良の文化財（平成10年）
- ・ 日光の社寺（平成11年）
- ・ 琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年）
- ・ 紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年）

※ この他、「石見銀山遺跡とその文化的景観」及び「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観」について推薦書を提出済み

#### (5) 世界遺産登録手続きの概要



##### 暫定一覧表（暫定リスト）

暫定一覧表とは、条約締約国が世界遺産として価値を有していると考え、将来推薦を行う意思のある物件のリストで、少なくとも推薦書提出の1年前までに締約国政府から提出することとされている。

##### 推薦書

推薦書は、締約国が国内の物件を世界遺産に推薦する際に提出する書類で、遺産としての価値を証明するとともに、将来にわたり保全するための方策等を示さなければならない。毎年2月1日が提出の締め切りとなっている。

##### 諮問機関

自然遺産の諮問機関は、IUCN（国際自然保護連合）が務めている。

（推薦書提出の翌年7月頃）